

就労準備支援事業について

H28.2.25一ふんばり

(志摩市社会福祉協議会)

事業の対象者

志摩市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

(事業の内容)

第5条 就労準備支援機関は、次の各号に掲げる事項を実施する。

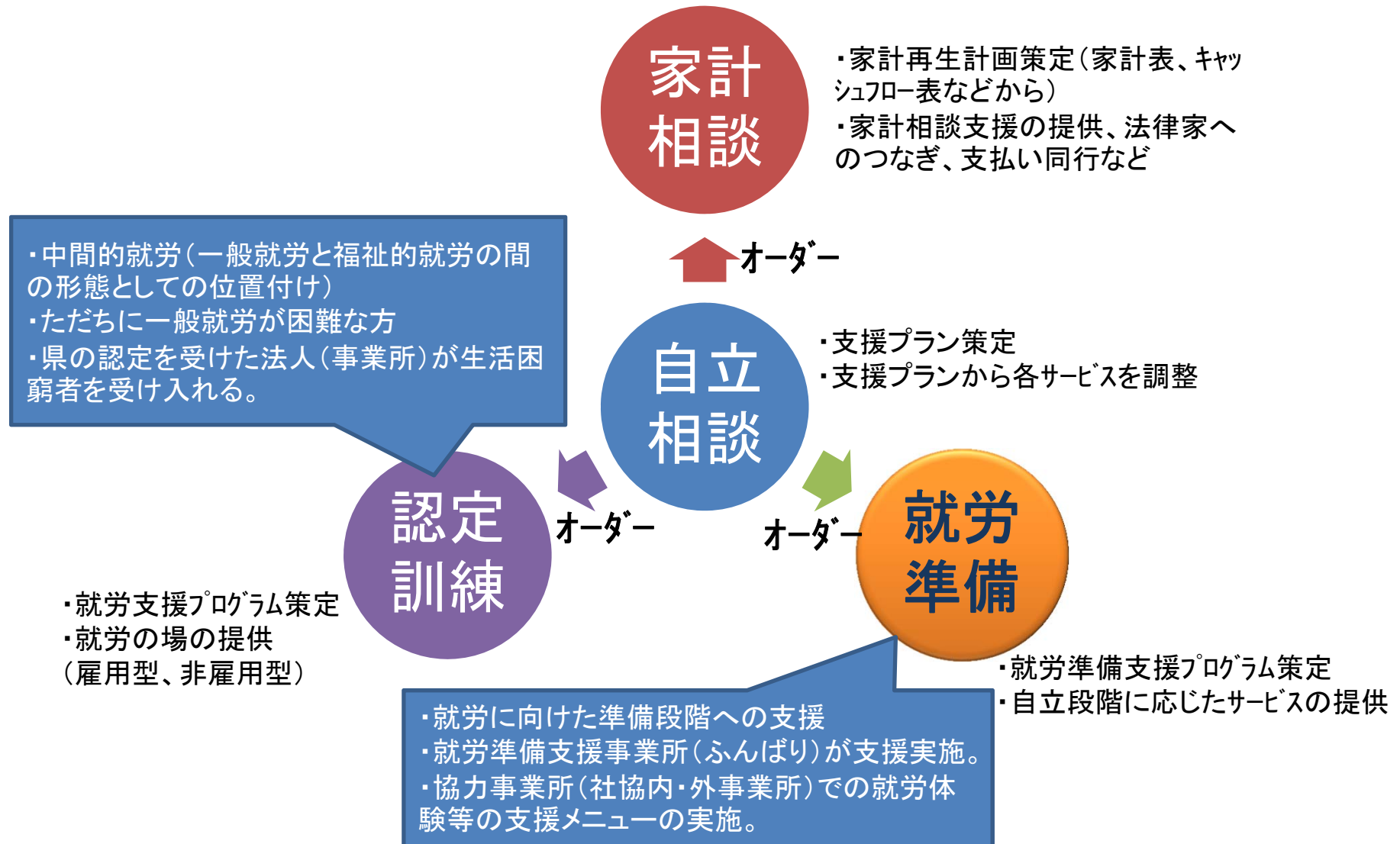
- (1) 生活困窮者が抱える課題及び支援の目標等を記載した就労準備支援のための計画の作成及び評価
- (2) 生活困窮者に対する日常生活自立、社会自立及び就労自立に関する支援等

(事業の対象者)

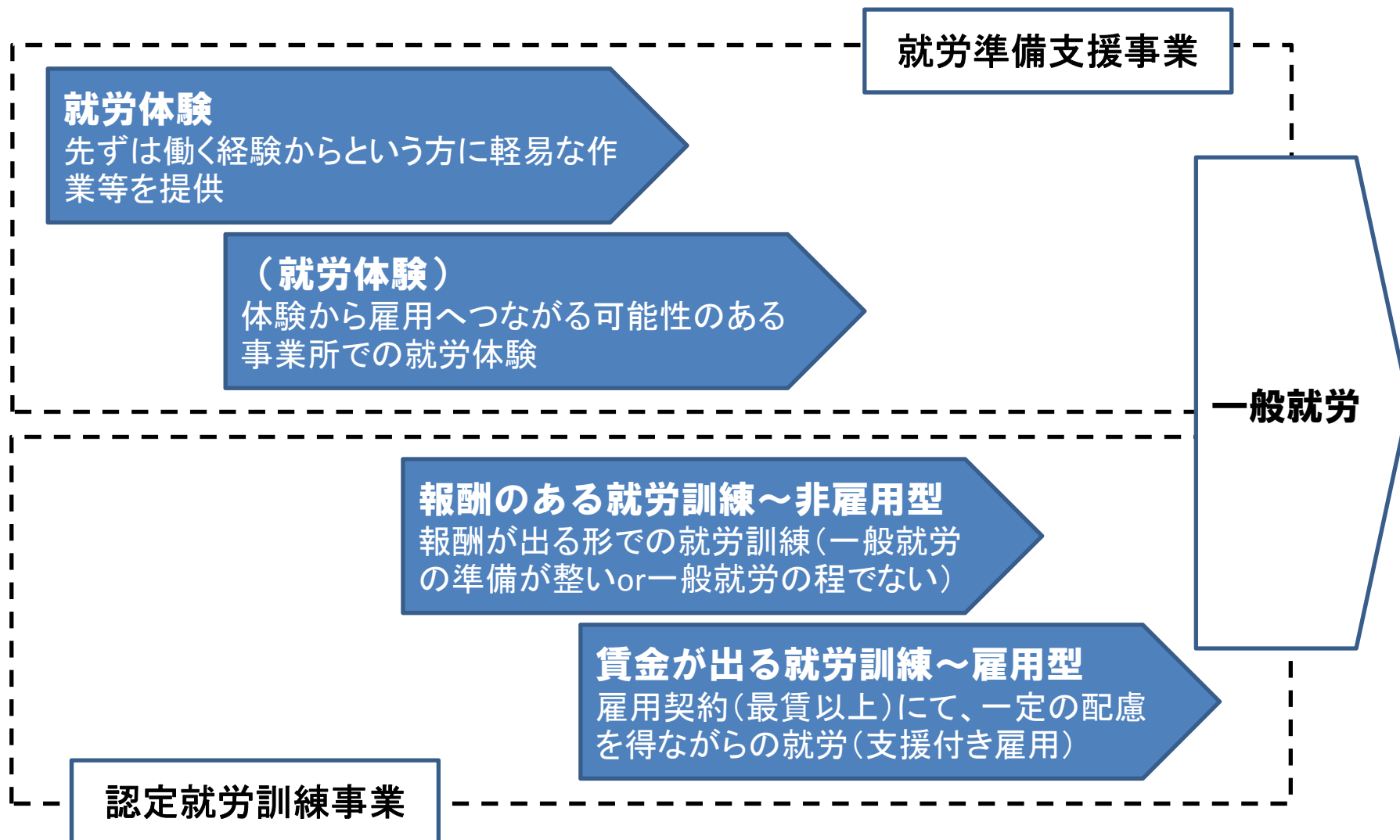
第6条 就労準備支援事業の対象者は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労に関する実践的な知識及び技能の不足、又は就労意欲の低下等の理由により、**就労に向けた準備が整っていない生活困窮者**であること
- (2) 申請日において、就労準備支援事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)の年齢が**65歳未満**であること
- (3) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、志摩市税条例第24条第2項において定められる市民税均等割が非課税となる収入額を12で除して得た額(以下「基準額」という。)及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号(生活保護法による保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること
- (4) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じた額以下であること

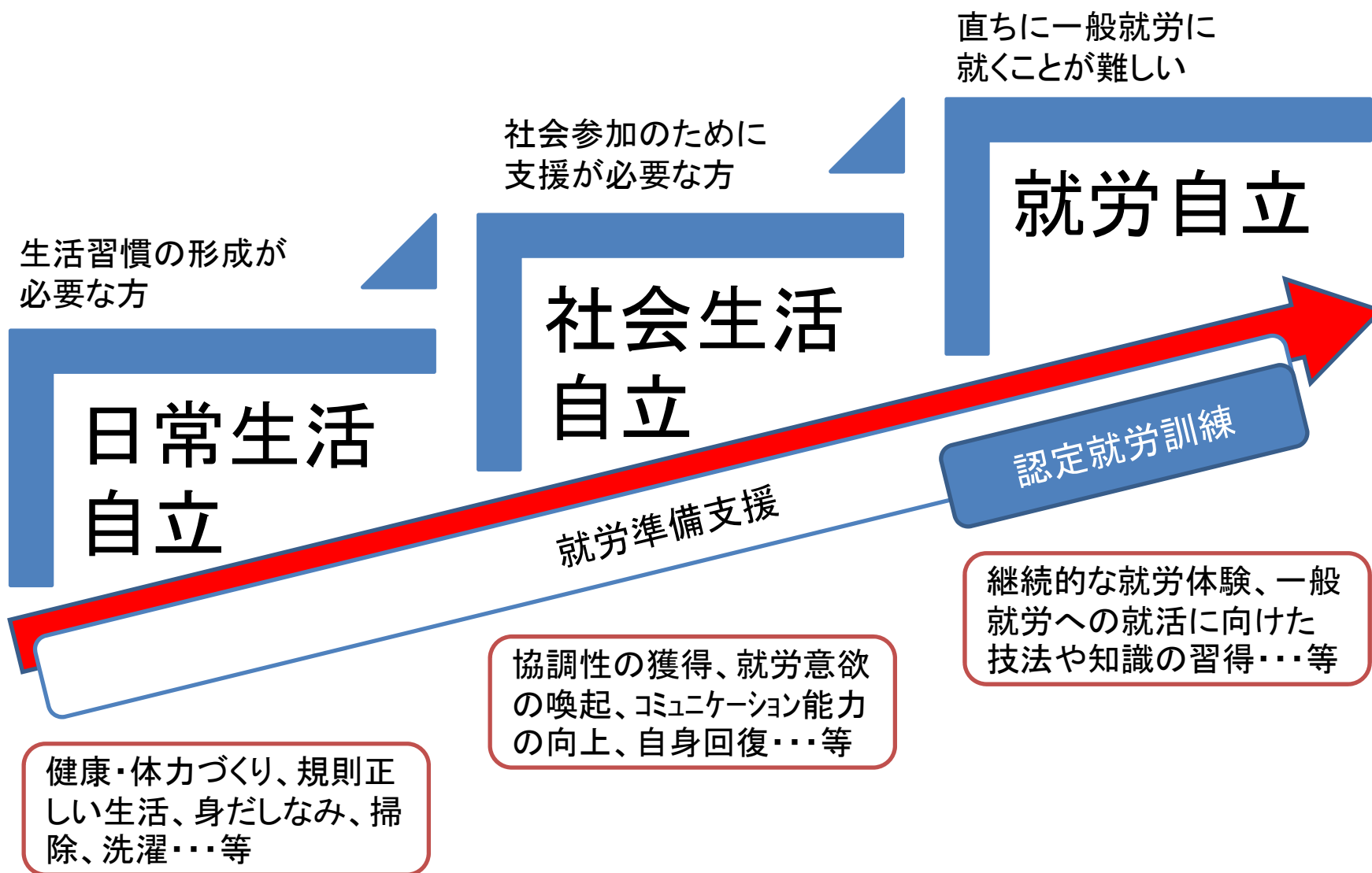
事業の枠組み（法定サービス）



就労体験・訓練について



自立(支援)段階



支援メニュー例

支援段階	対象者	支援内容	支援メニュー例
日常生活自立	生活習慣の形成が必要な方 (昼夜逆転の生活、引きこもり等の方)	社会参加する上で必要な生活習慣の形成のための指導・訓練 ～ 訓練内容 ～ ・健康・体力づくり ・規則正しい生活、身だしなみ ・掃除・洗濯 …等	・農業体験 ・牡蠣籠の修繕作業 ・介護施設等の清掃作業
社会生活自立	生活習慣は確率しているが、社会参加のために支援が必要な方 (コミュニケーションが苦手な方など)	就労の前段階として必要な社会的能力を身に付けるための指導・訓練 ～ 訓練内容 ～ ・協調性の獲得 ・就労意欲の喚起 ・コミュニケーション能力の向上 ・自信回復 …等	・あいさつ訓練 ・地域でのボランティア活動 ・介護施設で見守り、話し相手
就労自立	直ちに一般就労に就くことが難しい方	継続的な就労体験を提供し、一般就労への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援	・職業適性検査 ・面接訓練 ・履歴書の書き方指導 ・介護施設等で就労体験

就労体験・訓練 メニュー

(就労準備支援、認定就労訓練)
※社協障がい施策の就労機会を活用中



牡蠣掃除など
(的矢牡蠣養殖場)



牡蠣籠の修繕
(はばたき、自宅)



飲食店での作業
(味処はばたき、味工房ともやま)



館内清掃活動
(サンライフあご)



農園作業
(市内農園)



商品販売活動
(市内、移動販売)

就労準備支援事業（協力事業所を含む） 利用（支援）フロー図

